

茂原市農業委員会第7回総会議事録

- 1 開催日時 平成27年6月23日(火) 午後1時30分から
- 2 開催場所 茂原市役所102議室
- 3 出席委員 25名
 - 1番 栗原石乃
 - 2番 秋葉仁喜
 - 3番 八角徳政
 - 4番 金坂信義
 - 5番 鬼島一郎
 - 6番 熊切秀雄
 - 7番 古山光雄
 - 8番 浦島京子
 - 9番 板倉昭
 - 10番 石井暉伸
 - 11番 矢部義明
 - 12番 市原暉久
 - 13番 市原暉久
 - 14番 鈴木幸雄
 - 15番 鵜澤正文
 - 16番 三枝源一(第二小委員長)
 - 17番 花澤道夫
 - 18番 蕨武之
 - 19番 麻生重和
 - 20番 丸島正昭
 - 21番 古山善作
 - 22番 丸島正昭
 - 23番 深山和夫
 - 24番 佐藤栄作
 - 25番 鵜澤和行
 - 26番 加藤古志郎(会長)
 - 27番 林和夫(職務代理者)
- 4 欠席委員
 - 20番 大塚優(第一小委員長)
- 5 事務局職員 5名
 - 事務局長 葛岡直樹 局長補佐 三階英幸
 - 主査 東條成男 副主査 芝崎一郎
 - 主事 斉藤直也
- 6 会議に付した議案
 - 農地法第3条の規定による許可申請について 7件
 - 農地法第4条の規定による許可申請について 2件
 - 農地法第5条の規定による許可申請について 14件
 - 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)
「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について

7 報告

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

軽微な農地改良の届出について

その他

8 総会要旨

局長

ただ今から農業委員会総会を開催いたします。本日はご多忙の中、第7回総会にご参集いただきましてありがとうございます。本日の議事案件は、3条申請につきましては先日1件取り下げがあったため7件、4条申請2件、5条申請14件、農用地利用集積計画の利用権設定、活動計画の承認の合計25件でございます。そのほか報告事項がございます。現地調査につきましては、17日に第一小委員会で行っております。それから、第一小委員長の大塚委員から欠席の連絡がありました。これから議事に入らせていただきます。会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、加藤会長よろしく申し上げます。

会長

それでは、ただいまから総会を始めたいと思います。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人についてこちらで指名させていただいてよろしいでしょうか。(異議なしの声) 本日の議事録署名人は2番秋葉委員と3番八角委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。それでは農地法第3条の許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

始めに1号議案でございますが、6月22日付けで申請取下げとなりました。取下げ理由といたしましては、申請地の草刈り後、営農可能な状態にしてからの再申請をするとの事でございます。

続きまして2号議案でございます。申請地は、南吉田字刺町地先、田んぼ1884㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人が大網白里市の★★★さん、売渡人は勝浦市の★★★さんでございます。申請理由としましては、買受人につきましては農業生産法人として大網白里市にて農業経営を行っており規模拡大を図るため、売渡人につきましては耕作出来ないためとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は300日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。こちらの農地につきましても荒れた状態でありましたが、本日午前中に現地を確認いたしましたところ、草刈がなされ営農可能な状態となっております。下限面積要件につきましては、大網白里市農業委員会より農業経営の実態証明が提出されており50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして3号議案でございます。申請地は、吉井下地先、田んぼ1582㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人が吉井下の★★★さん、売渡人は同じく吉井下の★★★さんでございます。申請理由としましては、買受人につきましては農業経営規模拡大のため、売渡人につきましては規模縮小ためとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきま

ては、従事日数は350日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして4号議案でございます。申請地は、六ツ野字平首根地先、他2筆、田んぼ281㎡、畑1281㎡の合計1562㎡を贈与しようとする申請でございます。申請人は、譲受け人が六ツ野の★★★さん、譲渡人は夫である★★★さんでございます。申請理由としましては、財産分与をするためとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で250日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして5号議案でございます。申請地は、谷本字上ノ台地先、畑1441㎡を贈与しようとする申請でございます。申請人は、譲受人が茂原の★★★さん、譲渡人は父親である★★★さんでございます。申請理由としましては、後継者に譲るためとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で470日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして6号議案でございます。申請地は、小林字北向田地先、田んぼ1021㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人が小林の★★★さん、売渡人は千葉市の★★★さんでございます。申請理由としましては、買受人につきましては農業経営規模拡大のため、売渡人につきましては規模縮小ためとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は550日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして7号議案でございます。申請地は、黒戸字熊ノ下地先、田んぼ1082㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人が黒戸の★★★さん、売渡人は真名の★★★さんでございます。申請理由としましては、二宮土地改良区の解散に伴う財産処分のためとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は410日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をして

いるものと思われます。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして8号議案でございます。申請地は、庄吉字向根地先、畑960㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人が庄吉の★★★さん、売渡人は真名の★★★さんでございます。申請理由としましては、二宮土地改良区の解散に伴う財産処分のためとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は160日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

以上でございます。

会長 それでは小委員会の審議内容の報告をお願いいたします。

第1副小委員長 本日は、第1小委員長が欠席のため、副委員長が報告させていただきます。
なお、1号議案については取り下げということですので、2号議案から報告いたします。
審議の結果、2号議案許可、3号議案許可、4号議案許可、5号議案許可、6号議案許可、7号議案許可、8号議案許可ということになりましたので報告いたします。

会長 それでは順次審議に入らせていただきますが、1号議案につきましては取り下げです。続きまして2号議案に入ります。これについては現地調査をしてあります。小委員会の時点では荒れていたとのことですが、すぐに草刈を実施し営農可能な状態になったとの事でございます。★★★委員、何かご意見ありますか。

★★★委員 草刈を実施し営農可能になったとの事ですので、許可でお願いします。

会長 それでは、★★★委員、ご意見ございますか。

★★★委員 支障ないものと思われますので、許可でお願いします。

会長 では、2号議案については許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)
それでは、2号議案は許可ということで決定させていただきます。
つづきまして、3号議案について★★★委員、ご意見ございますか。

★★★委員 こちらの土地については、既に営農をしているとの事ですので、許可でよろしいかと思えます。

会長 それでは、★★★委員、ご意見ございますか。

★★★委員 ★★★委員から説明のあったとおり、こちらの土地については営農組合が営農しているようです。もともと別の方の所有だった農地が相続人がなかったため、お寺に遺言にて寄附となったそうです。お寺の方で所有しているよりも地元の農業者が所有していた方がいいとの事で、隣接農地所有者の★★★さんが所有することになったそうです。
支障ないものと思えますので許可でお願いします。

会長 3号議案についても小委員会の報告どおり、許可ということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声) それでは3号議案についても、許可ということで決定させていただきます。

続きまして4号議案です。★★★委員ご意見ございますか。

★★★委員 申請地は自宅に隣接した農地で、今回は夫婦間の財産分与ということですので、許可でお願いいたします。

会長 4号議案についても小委員会の報告どおり、許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは4号議案についても、許可ということで決定させていただきます。

続きまして5号議案です。5号議案については、★★★委員が議事参与の制限を受けますので退室をお願いいたします。(★★★委員退室)

それでは、★★★委員、ご意見ございますか。

★★★委員 親子間の贈与ということですので、許可でお願いいたします。

会長 5号議案についても小委員会の報告どおり、許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは5号議案についても、許可ということで決定させていただきます。(★★★委員入室)

続きまして6号議案です。★★★委員、ご意見ございますか。

★★★委員 耕作も現在なされており、田植えも既に済んでいるようですので、許可でお願いします。

会長 それでは、★★★委員、ご意見ございますか。

★★★委員 買受人は現在も耕作をしており、引き続き耕作を続けるとのことですので、許可でお願いいたします。

会長 6号議案について、他にご意見ございますか。なければ、6号議案についても小委員会の報告どおり、許可ということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声) それでは6号議案についても、許可ということで決定させていただきます。

続きまして、7号議案及び8号議案ですが、★★★委員につきましては、議事参与の制限を受けますので退室をお願いいたします。(★★★委員退室)

それでは、7号議案ですが★★★委員、実際に現地調査されてご意見ございますか。

★★★委員 現地を確認いたしました。草刈などを行い営農可能になっておりましたので、許可でお願いいたします。

会長 続きまして、★★★委員、ご意見ございますか。

★★★委員 土地改良区の総会及び地元地区にも了解を得ていますので、許可でお願いいたします。

会長 7号議案について、他にご意見ございますか。なければ、7号議案についても小委員会の報告どおり、許可ということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声) それでは7号議案についても、許可ということで決定させていただきます。

続きまして、8号議案です。★★★委員、ご意見ございますか。

★★★委員 申請地はもともとライスセンターを建設する計画があった土地ですが、余剰地となったそうです。支障ないと思いますので許可でお願いいたします。

会長 それでは、★★★委員、ご意見ございますか。

★★★委員 土地改良区の総会でも承認を得ており、地元でも草刈を行っているので、許可でお願いいたします。

会長 8号議案について、他にご意見ございますか。なければ、8号議案についても小委員会の報告どおり、許可ということによろしいでしょうか。
(異議なしの声) それでは8号議案についても、許可ということによって決定させていただきます。(★★★委員入室)

続きまして、農地法4条の許可申請に移ります、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

それでは始めに9号議案でございます。申請地は長尾字若宮地先、畑532㎡でございます。長尾の★★★さんが貸家用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地は用途地域内で住環境が良く貸家経営に適した場所であるので転用したいとのごことでございます。建物としましては、木造・2階建て・貸家住宅・建築面積37.26㎡が3棟でございます。排水は南側排水路に接続する計画でございます。隣接は2名から同意を得ております。他法令申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして10号議案でございます。申請地は山崎字蓮沼地先、田んぼ1950㎡の内500㎡でございます。山崎の★★★さんが倉庫・事務所・資材置場用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請人は建設業を行なっており、自宅兼作業場が狭く利用しづらいので、自宅に近い申請地を倉庫、事務所、資材置場として使用したいとのごことでございます。計画としましては、鉄骨・平屋建て・倉庫・建築面積49.68㎡が1棟、木造・平屋建て・事務所・建築面積25.69㎡が1棟、建設資材のブロック、型枠・パイプ・コンパネ等の置場とする計画でございます。排水は雨水のみで敷地内浸透でございます。隣接は1名から同意を得ております。他法令申請はございません。なお、申請地には建物が建っておりますので始末書が提出されております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

会長 それでは、小委員会の報告をお願いいたします。

第1副小委員長 審議の結果、9号議案許可相当、10号議案許可相当となりましたので報告いたします。

会長 それでは順次審議に入らせていただきます。まずは9号議案です。こちらも現地調査してございます。★★★委員、いかがでしょうか。

★★★委員 申請地は用途地域内にありますので、許可相当でお願いします。

会長 それでは★★★委員、ご意見ございますか。

★★★委員 申請地は鉄道の駅も近く、用途地域内にありますので、許可相当でお願いいたします。

会長 9号議案ですが許可相当ということよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは9号議案については、許可相当ということで決定いたしました。
続きまして、10号議案です。こちらも現地調査をしております。★★★委員、ご意見ございますか。

★★★委員 申請地には既に建築物が建っているとのことですが、始末書も提出されているので、支障ないと思います。なお、申請地は2種農地ということですので許可相当でお願いします。

会長 それでは、★★★委員、ご意見ございますか。

★★★委員 申請地には20年以上前から建築物が建っており、利用していたとの事ですが、始末書も提出されていることから、許可相当でお願いします。

会長 10号議案ですが許可相当ということよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは10号議案については、許可相当ということで決定いたしました。
続きまして、農地法第5条の許可申請に移ります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。
始めに11号議案でございます。申請地は高師台二丁目地先、外3筆、畑355.66㎡でございます。茂原の★★★さんが高師の★★★さんから土地を買って専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在、親と同居していますが、親から独立し申請地に新居を建てたいとのことでございます。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積70.95㎡が1棟と駐車スペース45.6㎡でございます。排水は北東側公共下水道に接続する計画でございます。隣接は1名から同意を得ております。他法令の申請はございません。
次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして12号議案でございます。申請地は鷺巣字御新造地先、田んぼ231㎡、畑327㎡合計558㎡でございます。高師の★★★さんが鷺巣の★★★さんから土地を買って専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在アパート住まいであり、新居を建てる計画により土地を探したところ住環境の良い申請地が該当した為とのことでございます。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積89.96㎡が1棟、車庫39.74㎡1棟でございます。汚水排水は西側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。
次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一

般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして13号議案でございます。申請地は、申請地は早野字浅間下地先、他1筆、田んぼ536㎡でございます。千代田町の★★★さんが東京都の★★★さんから土地を買い受けて資材置場用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請人は不動産業及び建築業を行なっており、現在リフォーム業及び外構業が忙しく申請地を資材置場として使用し仕事の効率化を図り、また、現在長生村に借りている資材置場が今後契約更新出来なくなったためとのことでございます。計画としましては、建築資材の仮設足場パイプ、山砂、碎石、コンクリート二次製品、門扉等置場とする計画でございます。排水は雨水のみで敷地内浸透となっております。早野水利組合より同意書、両総土地改良区から意見書が提出されております。隣接同意が必要な農地はございません。他法令申請は特定事業許可申請が市・環境保全課に提出されております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして14号議案でございますが、申請地は早野字明光地先、畑294㎡でございます。高師の★★★さんが腰当の★★★さんから土地を買い受けて店舗用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在、申請人は当該土地よりも更に駅から離れた場所で韓国料理店の経営を行なっているが、現在の家賃と今後の返済や経営を考えると、駅に近く立地条件の良い申請地に店舗を建て転用したいとのことでございます。計画としましては、木造・平屋建て・店舗・建築面積56.93㎡が1棟でございます。排水は西側公共下水道に放流する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして15号議案でございますが、次の16号～23号議案と賃借人が同じであり、一体計画内での申請となりますので、同時にご説明致します。申請地は15号議案にあたっては田んぼ33㎡、16号議案にあたっては上永吉字関谷地先ほか2筆、田んぼ2601㎡の内2095㎡、17号議案にあたっては同地先、田んぼ1365㎡の内960㎡、18号議案にあたっては同地先、田んぼ928㎡内507㎡、19号議案にあたっては同地先ほか1筆、田んぼ1024㎡内291㎡、20号議案にあたっては同地先、畑330㎡、21号議案にあたっては同地先、畑680㎡内460㎡、22号議案にあたっては同地先、田んぼ905㎡内308㎡、23号議案にあたっては同地先ほか1筆、畑553㎡の内50㎡、田んぼ400㎡内60㎡の計110㎡、でございます。一体利用する山林785㎡と合わせ合計5846㎡でございます。東京都の★★★さんが、上永吉の★★★さん、同じく上永吉の★★★さん、★★★さん、★★★さん、★★★さん、★★★さん、★★★さん、★★★さんから土地を借り受けて、15号議案にあたってはガス井戸用地、16号議案にあたっては井戸作業・進入路・配管作業用地、17号議案にあたっては廃坑作業・進入路・配管作業用地、18・19号議案にあたっては進入路・配管作業用地、20号議案にあたっては配管作業用地、21・22号議案にあたっては進入路・配管作業用地、23号議案にあたっては進入路用地、とする申請でございます。申請理由としましては、15号議案にあたっては新たな天然ガス井戸用地とのことでございます。16号～23号議案にあたっては、既存

のガス井戸の廃坑や、新たに天然ガス井戸を掘削、配管するための作業場及び進入路として転用したいとのことをごさいます。計画としましては、15号議案にあたっては天然ガス井戸1基をごさいます。16号～23号議案にあたっては、土木安定シート設置後、鉄板を敷き作業場及び進入路とする計画をごさいます。一時転用期間については、平成28年5月末となっており、農地復元誓約書が提出されております。隣接は15号議案にあたっては同意が必要な農地はございせん。16号～23号議案にあつては2名から同意を得ております。排水は雨水のみ敷地内浸透となつております。他法令の申請につきましては、採掘権に関する変更合併施業案の認可を関東経済産業局長から得ております。市から道路占用の認可を受けております。

次に転用許可基準をごさいます。立地基準につきましては、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地をごさいます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしてあります。

最後に24号議案をごさいます。申請地は、小林字芝地先他1筆、畑693㎡、田8.99㎡合計701.99㎡をごさいます。小林の★★★さんが小林の子の★★★さんから土地を借りて共同住宅1棟用地とする申請をごさいます。

申請理由としましては、申請地は駅にも近く共同住宅需要が十分見込めるため、賃貸共同住宅を建築して安定収入を図りたいとのことをごさいます。

計画としましては、木造・2階建て・共同住宅1棟6戸・駐車場12台、建築面積は合計176.41㎡をごさいます。排水は、北側排水路に放流する計画をごさいます。小林自治会より同意書が提出されております。隣接同意が必要な農地はございせん。他法令につきましては、法定外公共物占用許可申請を市・土木管理課へ行つてあります。

次に転用許可基準をごさいます。立地基準につきましては、申請地は用途地域内をごさいますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地をごさいます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしてあります。以上をごさいます。

会長 それでは、小委員会の報告をお願いいたします。

第1副小委員長 11号議案許可相当、12号議案許可相当、13号議案許可相当、14号議案許可相当、15号議案許可相当、16号議案許可相当、17号議案許可相当、18号議案許可相当、19号議案許可相当、20号議案許可相当、21号議案許可相当、22号議案許可相当、23号議案許可相当、24号議案許可相当となりましたので報告いたします。

会長 それでは順次、審議に入ります。まずは11号議案です。
★★★委員、ご意見ございせんか。

★★★委員 申請地は用途地域内でありまして、許可相当をお願いいたします。

会長 11号議案について、他にご意見ございせんか。なければ許可相当ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは11号議案については、許可相当ということに決定いたしました。続きまして、12号議案です。こちらは現地調査してございせん。★★★委員、ご意見ございせんか。

★★★委員 小学校の入口で、周辺も住宅が建つてあります。用途地域内ということですので、許可相当をお願いいたします。

- 会長 それでは、★★★委員、ご意見ございますか。
- ★★★委員 周辺も住宅地で、家を建設するのには適していると思いますので、許可相当でお願いします。
- 会長 12号議案について、他にご意見ございますか。なければ許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは12号議案については、許可相当ということに決定いたしました。
続きまして、13号議案です。現地調査もしてございます。★★★委員、ご意見ございますか。
- ★★★委員 申請地は田に草が生えており、ゴミが捨てられている状態でありまして、買受人が資材置場として整地されれば現地もきれいになりますし、また、2種農地という判断ですので、許可相当でお願いします。
- 会長 それでは★★★委員さん、いかがでしょうか。
- ★★★委員 ★★★委員からお話がありましたとおり、申請地は耕作もされておらず、ゴミなどが捨てられている状態で転用をしてきれいになれば、住環境も良くなると思いますので、許可相当でお願いします。
- 会長 13号議案についてですが、他にご意見ございますか。なければ許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは13号議案については、許可相当ということに決定いたしました。
続きまして、14号議案です。こちらも現地調査してございますが、★★★委員いかがでしょうか。
- ★★★委員 買受人は現在、店舗を駅から遠い場所に借りられて、営業をされておりますが、申請地は駅からも近く、店舗を営業するのに適しておりますので、許可相当でお願いいたします。
- 会長 それでは★★★委員いかがでしょうか。
- ★★★委員 申請地は草が生えており、これまで荒れた状態でしたが、転用されることできれいな状態になれば周辺環境にもよろしいかと思えます。また、申請地は用途地域内でもありますので、許可相当でお願いいたします。
- 会長 14号議案についてですが、他にご意見ございますか。なければ許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは14号議案については、許可相当ということに決定いたしました。
続きまして、15号議案から23号議案まで一体計画になりますので、併せて審議させていただきます。こちらも現地調査してございます。
それでは、★★★委員さんいかがでしょうか。
- ★★★委員 申請地は2種農地であり、本件は一時転用でありますので、許可相当でお願いします。
- 会長 それでは★★★委員、ご意見ございますか。
- ★★★委員 本件は一時転用であり、2種農地でもありますので許可相当でお願いいたします。

会長 15号議案から23号議案についてですが、他にご意見ございますか。なければ、許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは15号議案から23号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

次に24号議案です。こちらも現地調査してございます。★★★委員さん、いかがでしょうか。

★★★委員 本件は家族間の使用貸借であり、申請地は用途地域内で3種農地でありますので、許可相当でよろしいかと思えます。

会長 それでは★★★委員、いかがでしょうか。

★★★委員 申請地は国道から中に入った土地で、用途地域内にありますので、許可相当でお願いいたします。

会長 24号議案についてですが、他にご意見ございますか。なければ、許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは24号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

続きまして、25号議案の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認についてですが、★★★委員と★★★委員に議事参与の制限がございましたので退室をお願いいたします。(★★★委員及び★★★委員退室)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第25号の利用権設定について説明いたします。

まず本日お配りいたしました利用権設定調書からご説明いたします。これは新規分と更新分に分かれておりまして、それぞれ利用権設定期間が短い順に記載しています。

それではまず始めに新規分です。NO.1につきましては、借受者が桂の★★★さん、貸付者は法目の★★★さんで、利用権設定する土地は法目地先5筆、田、計1940㎡で賃貸借権の設定で、期間は4年9ヶ月でございます。

以下同様にNO.2からNO.5が利用権設定期間5年、NO.6が利用権設定期間6年、NO.7からNO.9までが利用権設定期間10年となっております。NO.10からNO.18までが借受者が瑞穂営農組合で利用権設定期間5年となっております。

続きまして更新分でございます。更新分とは今回利用権設定期間が終了し、継続して利用権を設定しようとするものでございます。新規分と同じく利用権設定期間が短い順に記載しています。NO.1が利用権設定期間3年、NO.2が利用権設定期間5年となっております。

利用権設定調書についての説明は以上になりますが、最初のページに利用集積計画書新規分と再設定分を期間毎に利用権設定面積をまとめた総括表がございますので、ご覧ください。総合計を申し上げますと、新規分の利用権設定面積は60,237.02㎡、再設定(更新分)の利用権設定面積は10,539㎡となっております。

以上の農用地利用計画は農業経営、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、農業委員会で承認後、市農政課で公告・縦覧し契約が成立いたします。以上でございます。

会長 25号議案について、何かご質問等ございますか。それでは★★★委員、どうぞ。

★★★委員 NO.1について期間が4年9ヶ月となっておりますが、中途ということですか。

事務局

新規申請となりますので、中途からになります。

会長

そのほかにご質問等ございますか。なければ、25号議案につきましては承認ということによろしいですか。(異議なしの声) それでは25号議案については、承認ということに決定いたしました。(★★★委員及び★★★委員入室)

続きまして、26号議案の「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」についてです。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

26号議案の「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について、ご説明いたします。

これは、平成21年に農林水産省から「農業委員会の適正な事務実施について」の通知により実施しているものでございます。

内容等につきましては、4月総会においてご報告いたしましたとおりでございます。

この農業委員会の「点検・評価」(案)と「活動計画」(案)を本年5月1日から31日までの間、本市農業委員会のホームページに掲載するとともに事務局の窓口に備え付けで農業者等から意見募集を行いました。ご意見等の提案はございませんでした。

従いまして、原案どおり農業委員会の「点検・評価及び活動計画」を決定したいと考えております。

なお、決定後は、千葉県及び関東農政局に報告するとともに、本市農業委員会のホームページにおいて公表いたします。説明は、以上でございます。

会長

26号議案について、ご意見等ございますか。なければ、26号議案につきましては承認ということによろしいですか。(異議なしの声) それでは26号議案については、承認ということに決定いたしました。

会長

以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

次の事案を報告

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・軽微な農地改良の届出について
- ・その他

会長

以上で本日の総会を終了します。たいへん長時間にわたり御苦労さまでした。

以上のとおり、茂原市農業委員会第7回総会の議事の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、次のとおり署名捺印する。

平成27年6月30日

茂原市農業委員会 会長 _____ 印

議事録署名人 農業委員 _____ 印

議事録署名人 農業委員 _____ 印